「人事統計事務システム機器一式の借入れ」にかかる仕様書

１．調達の目的

奈良県教育委員会教職員課では、平成９年１月より、人事統計事務システムの稼働に伴い、サーバ、端末、プリンタ、ネットワーク機器等の運用を行っているところである。このうち、端末及びサーバ等については、平成２７年１月に更新した機器を現在賃貸借中であるが、機器の更新から既に４年４月を経過し、相当老巧化が進んでいることから、今後の安定的な機器稼働に支障を生じる恐れがある。本件調達は、これら端末及びサーバ等を更新して借入れることを目的とする。

２．調達の概要

①調達業務名
「人事統計事務システム機器一式の借入れ」

②借入期間
令和２年１月１日から令和６年１２月３１日

③履行場所
奈良県教育委員会事務局教職員課内　（奈良県庁東棟庁舎２階及び分室）

④調達業務内容
・機器等仕様書１に記載する機器等の賃貸借
・機器等の搬入、設置、調整及びデータ移行等
・機器等の保守

３．機器等の仕様

機器等仕様書１及び２に記載のとおり

４．機器等の搬入、設置、調整及びデータ移行等

①令和元年１２月３１日までに機器等を設置すること。設置場所については、別途指示する（必要であれば、担当者の了解を得た上で事前に現場確認を行うこと）。
②機器等は、既設の庁内LAN（行政系ネットワーク）に接続させること。令和元年１２月３１日までに機器等の調整、接続作業を実施し、上記の「調達の目的」に沿って問題なく運用できる状態にすること。サーバの時刻同期等の作業については、奈良県と調整して行うこと。ソフトウェアについては、インストール及び基本設定を行うこ
③機器等の設置及び納品にあたっては、搬入、設置、調整及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。サーバ用の電源については100V20A、1系統までとし、これを超える場合にあっては、必要とする電源を確保する部品及び工事費用を負担すること。
④仕様書２に記載する作業を実施すること。
⑤現存機器からデータを抽出し、そのデータを新システムに投入すること。かつ、新システムの正常動作を保証すること。
⑥WindowsServer2016及びWindows10 Professionalに対応するよう人事統計事務システムを改修すること。また、正常にシステムが動作することを保証すること。

５．保守について

①機器等を常に良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するため、保守を行うこと。
②上記の保守は、業者に委託して行うことができる。保守作業を担当する業者が複数となる場合にあっては、保守に関する対応窓口を統一して県に届け出ること。
③障害時の受付は、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く）の9:00～17:00とする。
④障害発生を未然に防ぐため、サーバについては、予防保守として１年に１回以上の定期保守点検を行うこと。
⑤障害発生時には、サーバについては、県からの連絡後２時間以内に保守要員が現場に到着し、復旧作業に着手し、原則として１２時間以内に復旧させること。持ち帰っての修理は認めない。端末については、早期に修理を完了させるとともに、修理期間中は代替品を提供すること。
⑥障害発生時には、業務の遂行に支障を来さないよう動作復旧を優先し、故障修理まで一貫して実施したうえで、障害箇所及び障害原因を報告すること。
⑦保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。
⑧保守対象物件は、機器等仕様書１及び２に記載の物件全てとし、かつ当該物件に含まれるバッテリー等消耗部品に対する、性能低下時及びメーカーが定める推奨交換時期等での部品及び交換費用一式をすべて含めること。
⑨保守にかかる経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も含めた上で入札価格を積算すること。ただし、電力料は、奈良県の負担とする。

６．技術サポートについて

・本仕様で指定するソフトウェア、ハードウェアについて、その性能を充分に発揮させるため、機器運用やネットワーク環境の効率化、最適化を実現するための技術的なサポートを行うこと。

７．その他

・機器、ソフトウェア等のマニュアル及びメディアが標準添付されていない場合は、１式（１セットずつ）含めること。また、すべてのマニュアルは、日本語版であること。
・周辺機器等を動作させるために必要なソフトウェア及び接続に必要な部品等については、仕様に明記していない場合であっても用意すること。
・機器等の設置後の空き箱、保護材等については、県が指示するものを除き、設置者において処分すること。
・賃貸借期間（再リース期間を含む）終了後は、機器等を撤去回収するものとし、その費用も負担すること。その際、ハードディスクのデータ内容を完全消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。
・賃貸借期間終了後は、原則としてソフトウェアのライセンス（使用権）は本県に帰属すること。
・本調達業務の履行に際して、関連する個人情報の保護を図ることを目的として、県が指定する個人情報取扱特記事項を設けた契約を締結すること。